しずおか優良木材供給センター規約

(目 的)

第1 このセンターは、品質・性能の確かな県産製材品の安定的な供給体制の構築を通して、住宅生産関連業者や原木供給者との連携を強化し、各種の情報発信による新たなマーケティング活動を展開するとともに、一般消費者に解り易い情報の公開や県産材を使用する意義・メリット等のPRを進め、木材(木造住宅)のファンづくりを積極的に推進するなど、上下流の連携を視野に入れた多角的な取組により、県産材の利用促進を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この規約に規定する認証製品とは、「しずおか優良木材製品認証実施要領」第2に規定する製 材品をいう。

(名 称)

第3 このセンターは、しずおか優良木材供給センター(以下「供給センター」という。)と称する。

(事務局)

第4 供給センターの事務局は、静岡県森林組合連合会内に置く。

(事業)

- 第5 第1の目的を達成するため、次の事業を行う。
 - (1) 認証製品の供給及び出荷体制の整備に関する事業
 - (2) 認証製品の普及に関する事業
 - (3) しずおか優良木材認証審査会(以下「審査会」という。)の設置等に関する事業
 - (4) その他供給センター事業の目的を達成するために必要な事業

(審査会に関する業務)

- 第6 第5 (3) の審査会に関する供給センターが行う業務とは、以下のとおりとする。
 - (1) しずおか優良木材認証審査会設置要綱(以下「審査会設置要綱」という。)第4の(1)に掲げる生産工場の認定に係る、申請者等からの申請料・認証料・検査料・認証ラベル料及び認証製品使用住宅証明に係る手数料等を徴収すること。
 - (2) 審査会設置要綱第4の(3)に掲げる認証制度の普及啓発に関する事業
 - (3) 審査会設置要綱第6の審査委員及び第7の検査員の委嘱に関すること。
 - (4)審査会の運営に関すること。
 - 2 前項(1)の申請料等の額、徴収の方法及び時期その他必要な事項、(2)の認証制度の普及啓 発に関する事業の計画及び実施方法等及び(4)の審査会の運営方法等は全員協議会において定

める。

3 1項(3)の審査委員及び検査員等の人選については、予め全員協議会の同意に基づき委嘱するものとする。

(構成員)

- 第7 供給センターは、会員と准会員から構成する。
 - 2 会員とは、静岡県森林組合連合会、静岡県木材協同組合連合会及び認定工場等をいい、准会員とは、第1の目的に賛同し、積極的に「供給センター」を活用する住宅関連業者等をいう。

(会 費)

- 第8 供給センターは、第5及び第6に掲げる事業を行うため、会員及び准会員から会費を徴収する ことができる。
 - 2 前項の会費の額、徴収の方法及び時期その他必要な事項は全員協議会において定める。

(負担金)

- 第9 供給センターは、第5に掲げる事業を行うため、特別の事業企画を行う場合は、会員等から負担金を徴収することができる。
 - 2 前項の特別の事業企画の内容及び負担金の額、徴収の方法及び時期その他必要な事項は全員協議会において定める。

(役 員)

- 第10 役員は次のとおりとする。
 - 1 (1) 会 長 1名
 - (2)副会長 1名
 - (3) 会計監事 2名
 - (4) 幹 事 4名
 - 2 前項の役員は、全員協議会において会員の中から選任する。
 - (1) 会計幹事2名の内、1名を代表会計幹事とする。
 - (2) 幹事4名の内、1名を代表幹事とし、3名を各地区(西部・中部・東部)より選任する。
 - 3 役員の任期は3年とする。ただし、補欠のために選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の職務)

- 第11条 役員の職務は次のとおりとする。
 - 1(1)会長は協議会を代表し、会務を総括する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故があった場合はその職務を代理する。
 - (3) 会計監事は会計及び事業執行の状況を監査する。
 - (4) 幹事は会務を執行する。

2 役員は、法令及び供給センター規約並びに全員協議会の決議を尊重し、供給センターのため 忠実にその職務を遂行しなければならない。

(会計監事)

- 第12 会計監事は、何時でも会計帳簿及び書類の閲覧若しくは複写をし、又は会長及び職員に対して 会計に関する報告を求めることができる。
 - 2 会計監事は、その職務を行うため必要があるときは、供給センターの業務及び財産の状況を調査することができる。
- 第13 役員に対する報酬は、全員協議会において定める。

(職 員)

第14 供給センターは職員を置くことができる。

(全員協議会)

- 第15 全員協議会は必要に応じて会長が招集する。
- 第16 全員協議会の議事は、会員の過半数が出席し、その過半数で決定する。可否同数のときは議長の決するところによる。
- 第17 会員は、やむを得ない理由があるときには、予め通知のあった事項について、書面により全員 協議会の議決に加わることができる。
- 第18 全員協議会は会長が議長となり、次の事項を審議して決議若しくは決定する。
 - (1) 事業報告及び収支決算の承認
 - (2) 事業計画及び収支予算の決定
 - (3)役員の選任
 - (4) 規約の決定及び変更
 - (5) 構成員の加入又は退会に関する事項
 - (6) しずおか優良木材認証審査会設置要綱第6に掲げる審査委員の選任及び第7に掲げる認証検 査員の選任に関する事項
 - (7) しずおか優良木材認証審査会設置要綱第9に掲げる審査会の運営に関する事項
 - (8) その他業務の執行に関することで、全員協議会が必要と認める事項

(事業年度)

第19 供給センターの事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

附 則

この規約は平成13年12月5日から施行する。

附 則

平成 14 年 6 月 5 日一部改正する。 平成 26 年 3 月 31 日一部改正する。 令和 2 年 3 月 31 日一部改正する。